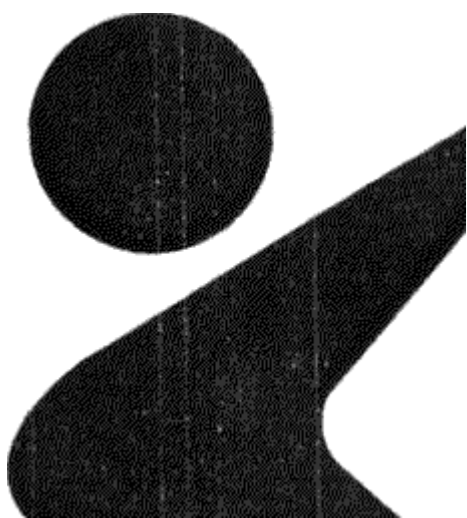


栃 木 市
フットベースボール
ルール

FOOT BASE BALL



T O C H I G I

栃木市フットベースボール協会
栃 木 市 体 育 協 会

平成14年10月30日改定

栃木市フットベースボール規則

競技に関する規定

[競技場]

- 第1条 競技場は競技場区画線が引ける場所が必要である。地域内に障害物などがある時は、特別グラウンドルールを設けて実施する。
- 第2条 内野（インフィールドダイヤモンド）の各塁間は16mあり本塁ベースから制限線（パスライン）までは8mとする。1塁・2塁および2塁・3塁を結ぶベースラインの中央に中間線（ハーフライン）を引く。諸線は別図の通りとする。

用具と競技者に関する規定

[用具と服装]

- 第3条 使用ボールはミカサのフット&キックベースボールの「F2-CLボール」とする。空気の十分に入っているものを使用する。
- 第2項 ベースはキックベース用で1塁はダブルベース折りたたみ式(76cm×38cm)塁ベースは(38cm×38cm)、本塁ベースは(50cm×50cm)の扇型でいずれもゴム製を使用する。
- 第3項 靴はゴム底製のものを使う。スパイクは禁止。(サッカーのアップシューズ等も禁止)
- 第4項 ユニホームは同色・同型のものを着用する。背番号をつけて胸部にチーム名(含標識)をつける。

[競技者]

- 第4条 登録選手は20人迄で、競技は11人で行なう。1人がキャプテンの任に当たる。
- 第2項 守備チームの競技者は制限線内を除くフェアグラウンド内ならどの場所でもよい。ただし、キャッチャーはキャッチャーサークル内で守備すること。
- 第3項 各チームは11人より少ない競技者で競技を開始し、または継続することはできない。登録選手20人以内がダックアウトに入れる。なおランナーコーチは登録選手に限る。
- 第4項 補欠は競技者と交代できるが退いたものはランナー・コーチ以外は、その試合の競技者になれない。

競技の種類に関する規定

[正式競技]

- 第5条 競技は両チームが7回の攻守を完了した後に得点を比較して総得点が多い方を勝ちとする。これを正式競技という。
- 第2項 後攻チームが6回を完了した時の総得点が、先攻チームの7回を完了した時の総得点よりも多いとき。正式競技という。
- 第3項 後攻チームが7回を完了しないが先攻チームより1点多くなったときは後攻チームの勝ちとする。正式競技という。
- 第4項 両チームとも5回以降の攻撃を完了したときに、暗黒・降雨・強風等で続行不可能と審判員が判断したとき、両チームが攻撃を完了した均等回において得点差で決める。ただし後攻チームの4回完了得点、5回の攻撃中における得点が先攻チームの5回完了得点より多いとき。正式競技という。
- 5回以降続けられた後、回の途中で前項の宣告のあった場合には、後攻チームが勝ち越している時は勝ちとする。後攻チームの得点が少ないときは両チームの攻撃完了の最後の均等回で比較勝敗をきめる。
- 第5項 7回を完了しても同点の時は、延長戦とする。均等攻撃回数を完了して、どちらかが多く得点を取るまで継続する。ただし後攻チームが7回以後の攻撃で1点勝ち越したら試合を終了する。

第6項 次の場合は正式引き分け競技である。

- (1) 両チームが、5回または5回以降の攻撃を完了した後、第4項により試合中止になった時に均等回数における得点が同点だった場合。
- (2) 両チームが、5回または5回以降の攻守を行なった後、後攻チームが攻撃途中で第4項により試合中止になったとき得点が同点だった場合。
- (3) 後攻チームが5回裏の攻撃中第4項により試合中止になったとき得点が同点だった場合。

[放棄試合]

第6条 次の場合は主審は放棄試合を宣告し相手チームに10対0の勝利を与える。

- (1) 競技開始時間に競技場に現れなかった場合。また競技を始めようとしなかった場合。審判員がタイムを宣告しないのに続行を拒んだ場合、また主審が試合終了を宣告しないのに試合を拒絶した場合。
- (2) 主審がプレイを宣告して30秒以内に競技を始めなかった場合。
- (3) 競技を長引かせる行為をした場合。審判員の警告を熊視して反則行為をした場合。
- (4) 競技者が11人未満になった場合

[攻守決め]

第7条 先攻、後攻の選択は「ジャンケン」により決める。

第1試合目は審判員の指示に従い、第2試合目からは原則として前試合のノックが始まったらメンバー表(2枚)を持参のうえ集合し、「ジャンケン」をする。

前試合が始まり「10分」経過しても集合しなかった時は第6条を適用する場合がある。

[競技場の適否]

第8条 競技場の適否は主催者に一任される。競技が開始されてからは審判員に属する。

[試合開始]

第9条 試合進行は次の通りにて行なう。試合開始時間15分以前に両チームをコートに集めて、後攻チームから5分間の両チームに練習をさせる。原則として練習の返上は認めるが、練習時間が経過するまで待つ。ノック間にユニホーム・靴・背番号・打順を確認する。

- (1) 主審は「集合」の合図をして、両チームを本塁ベースを基準として1塁側ファウルライン・3塁側ファウルラインにそって整列させる。
- (2) 主審は諸注意をし、挨拶を行なう。後攻チームは直ちに守備につき、先攻チームはベンチに戻り、第1攻撃者はキッカーボックスに入りプレイボールを待つ。次攻撃者・ランナーコーチも配置につく。
- (3) 守備側のキャッチャーがキャッチャーサークルに入ったら、プレイボールの合図をし開始の笛を吹く。
(慣例のノック、5本はやらない。)

[作戦タイム]

第10条 作戦タイムは2回とする。時間は30秒以内。

- (2) 1回の守備においてキャッチャーと他の競技者との交代は作戦タイムとする。
- (3) キャッチャーがボールをキックマークに置いて、守備態勢をみたり、監督等の指示を受け、キャッチャー-サークルに入るまで時間は10秒以内で10秒以上は作戦タイムとする。註2回の作戦タイムを使ってしまった後は、10秒と同時に主審が、キャッチャー-サークルに入るよう指示する。指示が2回になったら警告・注意をして第6条(3)の適用ができる。

攻撃者に関する規定

[攻撃者の位置]

第11条 攻撃チームの競技者は、攻撃者・コーチャー以外はベンチ内で待機しなければいけない。

また、次の攻撃者はネクストサークルに入らなければならない。

[攻撃者の順序]

第12条 両チームは規定のメンバー表を提出する。審判員に提出した攻撃順はその試合中変更は

できない。競技者が補欠と交代したら交代者は攻撃順を引き継ぐ。

第1回以降の攻撃者は、前回の攻撃時間を完了した攻撃者の次の順位攻撃者が第1攻撃者となる。ただし、前回の第3アウトが離塁アウトの時は、その時の攻撃者が第1攻撃者となる。

攻撃時間とは規定によりアウトになるか走者になるまでをいう。

[フェアボール]

第13条 フェアボールとは、正式に蹴ったボールで制限線を越え次に列挙するものをいう。

- (1) 本塁・1塁または本塁・3塁のフェアグラウンドに止まったもの。
- (2) バウンドしながら外野の方へ行く場合に、フェアグラウンドに触れながら通過するか、フェアグラウンド上の空間を通過したもの。
- (3) 1塁（フェア地域のベース）・3塁のベースに当たったもの。
- (4) フェアグラウンド内、フェアグラウンド上の空間で審判員または競技者（野手・走者）に触れたもの。
- (5) 最初に落ちた地点が1塁もしくは3塁を越した外野のフェアグラウンド内の場合。
註 ボールの位置で判定し、競技者・審判員の位置で判定してはいけない。

[ファウルボール]

第14条 ファウルボールとは、不正キックした場合、または正式に蹴ったボールで次に列挙するものをいう。

- (1) 本塁・1塁または本塁・3塁のファウルグラウンドに止まったもの。
- (2) 本塁・1塁または本塁・3塁のフェアグラウンド内で制限線を越えずに止まったもの、または、キャッチャーに触れられたもの。
- (3) バウンドしながら外野の方へ行く場合に、ファウルグラウンドに触れながら通過するか、ファウルグラウンド上の空間を通過したもの。
- (4) 最初に落ちた地点が1塁もしくは3塁を越した外野のファウルグラウンド内の場合。
- (5) ファウルグラウンド内、ファウルグラウンド上の空間で審判員または競技者（野手・走者）に触れたもの。

註 不正キックした場合でボールが飛球となり、合法的に捕球された場合はアウトとする。不正キックをした場合はボールデットとする。

不正キックとは攻撃者がキッカーゾーンの線を踏むか、線外に足を踏み出して蹴った場合。蹴ろうとして出発したが蹴らなかった場合、または一連の動作でない場合、主審が不正キックと見なした場合はいう。

[攻撃者がアウトとなる場合]

第15条 次の場合には攻撃者がアウトとなる。

第1項 攻撃順が違った場合

- (1) 不正攻撃者の攻撃が完了し、次の攻撃者の笛がなる前にその誤りが発見されたときは正位攻撃者がアウトを宣告される。
(アピールによる)
正位攻撃者のみアウトで他の走者は元に戻す。次の攻撃者はアウトを受けた次の順位にある攻撃者である。
- (2) 攻撃違いがあっても完了する前に気が付いたら、正位攻撃者と交代できる。カウントは受け継ぐ。
- (3) 不正攻撃者の攻撃が完了してもアピールがなく、次の攻撃者の笛がなったら正当とみなされる。攻撃順を1回抜かされただけで制裁はなし。

第2項 主審の笛が鳴ってから、「20秒以内」に攻撃しなかった場合

第3項 フェアボールまたはファウルボールのフライが地面に触れる前に野手に捕球された場合。

第4項 ファウルボールまたはファールを合わせて「2回」した場合。

第5項 自己の蹴ったボールに触れた場合。 2度蹴り

第6項 不正キックのフライが地面に触れる前に野手に捕球された場合。

註 第4項・第5項・第6項は、走者は進塁できない。(ボールデット)

走塁に関する規定

〔走塁の順序〕

第16条 走者はアウトされる前に身体の一部を塁に触れることで、その塁を占有する権利を得る。次の塁に触れたとき、もしくは規定により塁を明け渡さなければならなくなるまで、その塁に対する占有を継続する権利を有する。

第2項 走者は各塁を合法的順序で1塁・2塁・3塁・本塁に触れて進む。競技進行中では、逆走する場合も反対の順序で触れて戻る。走者は一旦塁を合法的に占有したら野手を混乱させるため、または、たわむれに逆走してはいけない。

第3項 走者は先の走者を追い越してはいけない。逆走のときも同じ。

第4項 ある走者が挟殺プレイされて占有していた塁を離れている間に、後位の走者がその塁を占めた時は、その塁を離れなければアウトにならない。しかし、前位の走者が帰ってきて、2人の走者が同時に占める時は、後位の走者はボールに触れるとアウトになる。

第5項 2人以上が走塁をした時に前の走者が、塁を空過したため空過の塁でアウト(アピールによる)になるが後位の走者は責任は負わされない。ただし、空過によるアウトが第3アウトだったときは、後位の走者の得点は入らない。また後位の走者が本塁を踏んだらどこかの塁を、空過した前の走者は、空過した塁を踏み直しをできない。

第6項 攻撃者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時は、逆走はいけない。

〔攻撃者が走者になる場合〕

第17条 攻撃者がフェアボールを蹴った瞬間において走者となる。

第2項 蹴ったボールが制限線を越えないのにキッチャー以外の野手が触れた場合。 インターフェア

第3項 蹴る前にキッチャーがサークルを出た場合。 インターフェア

〔走者がアウトとなる場合〕

第18条 攻撃者が飛球(フライ)を蹴った時、フェアグラウンド内で地上または野手以外のものに触れるまでに、野手に捕球された場合。

第2項 蹴ったボールが制限線を越えていないのに、攻撃者した走者が制限線を越えた場合。

第3項 攻撃者がフェアボールを蹴って走者となり、1塁に達する以前に野手が塁に身体に触れて完全に保持した場合。

第4項 フェアボールにより走者となり、1塁に達するまでにボールに触れた場合。

第5項 走者が、ある塁に達しようと(進塁・帰塁)するとき、野手が保持したボールに触れるか、当てられることを避けるために塁間を結ぶ直線から3フィート以上離れた場合。走者は、蹴られたボールを守備しようと野手が進路に居た場合は後方を通る。この場合は走者は3フィート以外に出てもアウトにならない。

第6項 競技進行中に占有権を有する塁に身体の一部に触れていないでボールに触れた場合。

第7項 攻撃者が蹴ったフェアボール(ゴロ・フライ)が走者に直接触れた場合。

第8項 フライ(不正キックは除く)のボールが地面に触れる前に捕球され、その捕球後に占有していた塁に帰るに際し、走者の帰着より先に野手が該塁上で合法的に保持した場合。

第9項 競技進行中に正規に進塁・帰塁する場合に塁を空過したなら、走者が触れなかった塁上でボールを保持した場合、およびボールに触れた場合。(アピールによる。)

第10項 走者が1塁、1塁2塁、1塁2塁3塁にいるときに、攻撃者が走者になったら塁上の走者は、後位走者がアウトにならない限り占有権は消滅するので次の塁に進まなければならない。この場合に次の塁に触れる前に、その塁でボールを保持されるか、ボールに触れられればアウトになる。

第11項 攻撃者が助走を始めたら、走者は塁に触れていなければならない。ボールが蹴られる前に離れたらアウトになる。(離塁アウト)

第12項 前位の走者に後位の走者が触れた時、及び追い越した時は、後位の走者がアウトになる。

第13項 走者とコーチャーが触れた場合。

第14項 攻撃者が走者になり、1塁に向かう場合はファウル地域のベースに触塁しないとならな

い。触れた後の走り越しや、滑り越しをしても直ちに帰って、フェア地域のベースに帰塁すればよい。この場合は帰塁の際の転換方向の如何にかかわらず帰塁によってアウトにならない。フェア地域のベースに触れた後は他の塁と同一の方法でアウトにされるものである。

攻撃者が走者になり、1塁を走り越しや、滑り越しした後にフェア地域のベースに帰塁しないで2塁に向かって走塁を企てた場合はアウト免除の資格を放棄したものと、ボールに触れられればアウトとなる。

第15項 走者が塁を放棄した場合、この時は野手がボールをベース上で保持するか、走者にボールに触れればアウトとなる。また塁を放棄し競技場境界線を出た時。

第16項 攻撃者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時、本塁方向へ逆走した場合。

第17項 走者が守備動作を妨げたり、競技進行中のボールを故意に妨害した場合。

第18項 走者が危険なスライディングをして守備妨害を宣告された場合。この場合攻撃者は蹴り直しをする。

[走者が安全に進塁できる場合]

第19条 次の場合は走者はアウトにされることなく1個の塁を進む資格が与えられる。

第1項 攻撃者が走者になったとき、蹴ったフェアボールが野手に触れる前にフェアグラウンド内にいる審判員、走者に触れた場合は、蹴った走者は安全に1塁へ進む。

第2項 攻撃者が走者になったとき、蹴られたボールが制限線を越えていないのにキャッチャーを除く野手が触れた場合。

第3項 攻撃者が蹴る前にキャッチャーがキャッチャーサークルを出た場合。

第4項 前項(第1項、第2項、第3項)理由で占有している塁を譲らなければならない場合。ただし、第2項、第3項の場合は競技停止ボールとし塁上の走者は1個の塁を進む資格が与えられる。

第5項 走者が妨害を受け進塁を阻止された場合。(オブストラクション)ただし、ボールを保持しタッチしようとしているか、蹴られたボールを守備している場合は除く。競技進行中なので、他の走者は進塁を継続でき、妨害された走者も次塁への安全進塁権を与えられて、その塁に触れた後は危険をおかして進塁することができる。

第6項 野手が走者をアウトにしようとし守備したり、守備そこねたり、競技進行中に走者に触れたりして、ボールが競技場境界線(エンドライン)を通過した場合は、得ている塁、または、得べき塁よりさらに1個の進塁が与えられる。(ワンベース)
2.9m以遠の競技場境界線(エンドライン)を越えた場合は競技進行とする。返球の時に競技場境界線(エンドライン)の外を通過しても構わない。

第7項 ボールが外より制限線内に入ったとき、制限線上の空間を通過した時、走者が次塁へ進塁するために中間線を通過している場合。制限線内に入ったボールで再び制限線外でのプレーは行なわない。ただし、走者となって1塁へ向かうとき、および3塁から本塁に向かうときは除外される。

[走者が安全に塁に戻る場合]

第20条 次の場合は走者はアウトにされることなく占有していた塁に戻らなければならない。

第1項 審判員がファウルボール、(不正キック)のファウルを宣告をした場合。

第2項 コーチャーにボールが触れた場合。

第3項 フェアボールが野手に触れる以前に走者、審判員に触れた場合。ただし、攻撃者が走者となり1塁へ進塁がみとめられたため、塁の占有を譲る場合は進塁ができる。他の走者も同様に塁の占有を譲る場合は進塁ができる。

第4項 守備妨害でアウトを宣告した場合。

第5項 ボールが外より制限線内に入ったとき、制限線上の空間を通過した時、走者が次塁へ進塁するために中間線を通過してしていない場合。走者となって1塁へ向かうとき、および3塁から本塁に向かうときは除外される。

第6項 ある塁で、走者が危険なスライディングをして守備妨害を宣告された時の他の走者は戻る。

第7項 攻撃者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時、逆走してアウトになった場合。

競技に関する用語の規定

[用語の定義]

- 第21条 **ブロックボール**とは、ボールが競技に参与していない人に触れた場合をいう。審判員はブロックボールと宣告し、走者が進塁しようとする塁よりも、更に1個もしくは数個の進塁を認める。
- アピール**とは規則違反の競技に対し、プレイを行い審判員に申し出て適正な判断を承認してもらふ。動作と言動でおこなう。アピールプレイ
- ボールデット(競技停止球)**は競技停止で審判員が開始を宣告するまで再開されない。
- ボールインプレイ(競技進行球)**競技進行なので攻撃・守備など規則に添ってプレイする。
- インターフェア(守備妨害)**および**オブストラクション(走塁妨害)**とは守備・攻撃を遂行しようとしているのを妨害することをいう。蹴る前にキャッチャーがサークルをでたり、野手が制限線を越えていないボールに触れたり、走者が危険なスライディングをした時、攻撃者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時、本塁方向へ逆走した場合などに宣告する。
- タッチアップ**とは、フライボールが正規に捕球された直後に進塁を企てる行為をいう。蹴られた飛球(フライボール)が正規に捕球される時点まで、進塁を制限されているので、捕球される前に塁を離れた場合は、一端戻って触塁(リタッチ)して、進塁をしなければならぬ。タッチアップが早過ぎた場合は、その走者が競技場境界線を越えたとき及びベンチに入ったとき、その走者が次の塁に達して(空過した場合も含む)競技停止球(ボールデット)になったとき、後位の走者が本塁に触れて得点となったとき等は元の塁に戻れない。
- 離塁アウト**とは、塁上の走者が、攻撃者が蹴る前(笛が吹かれて攻撃者が蹴るために走りだして蹴る直前まで)に塁を離れた場合に宣告される。

[競技停止球]

- 第22条 攻撃者が蹴ったボールに触れた場合。
- 第2項 ファウルボールのフライが合法的に捕球されなかった場合。
- 第3項 守備妨害があった場合。(ある塁で、走者が危険なスライディングをして守備妨害を宣告され時も含)
- 第4項 蹴ったフェアボールが野手に触れる前に走者もしくは審判員に触れた場合。
- 第5項 ボールがコーチャーに触れた場合。
- 第6項 ボールが境界線(エンドライン)を越えた場合。
- 第7項 離塁アウトが宣告された場合。
- 第8項 ファウル(不正キック)が宣告された時。不正キックのフライが合法的に捕球された後。
- 第9項 蹴ったボールが制限線(パスライン)を越えないのに、捕手以外の野手が触れた場合。
- 第10項 蹴るより早く、キャッチャーがサークルを出た場合。
- 第11項 走者とコーチャーが触れた場合。
- 第12項 攻撃者がフェアボールを蹴って走者となり1塁へ進む時、逆走してアウトになった場合。

[競技進行球]

- 第23条 フェアボールまたはファウルボールのフライが、合法的に捕球された後。
- 第2項 走塁妨害があった場合。妨害された走者は次塁への安全進塁権を与えられて、その塁に触れた後は危険をおかして進塁することができる。(他の走者も進塁できる。)
- 第3項 蹴ったフェアボールが野手に触れてから、走者もしくは審判員に触れた場合。
- 第4項 蹴ったフェアボールが野手に触れてから走者に触れ、その後審判員に触れた場合。
- 第5項 投げたボール、野手や走者に触れたボールなどが、進行中にファウルグラウンドに止まっている場合。
- 第6項 ボールがエンドライン(2.9m)を過ぎた位置でブロックボールとなった場合。
- 第7項 第22条に規定された場合を除くすべての場合。

審判に関する規定

〔審判員とその任務〕

第24条 審判員は本規則の各条項を執行する権利と義務を有する。監督、コーチ、スコアラーおよび競技者に対し効果をあげるために必要と認められた行為を強制し、もしくは省略すること、規則違反者に対して処罰する権限を有する。

審判員は主審1名・塁審3名・記録審判員2名で構成する。

第2項 主審はキャッチャー(捕手)と反対側に位置し、競技のすべてを遂行する権限をもち、塁審の行なうべきことを除く全てを裁定する。離塁アウトは塁審と同等の権限がある。試合開始、一時停止、再開、中止、終了、攻撃者へ助走開始の笛を吹く、選手交代、攻撃順変更、没収試合などを行なう。

第3項 塁審は塁に関する裁断を下す最適な場所に位置し、1塁、2塁、3塁における全ての判定をくだすべきものである。競技に関する規則の執行にあたり、主審の補佐をし、放棄試合の宣告を除き競技者に制裁を科したり、退場を命ずるなどに関して主審と同等の権限がある。

第4項 記録審判員は競技全般の記録をする。両チームより提出されたメンバー用紙に記録し、主審、塁審の問に明確に答えられるよう任務を行なう。

第5項 いずれかの審判員が権限に基づき下した宣告に対しては、意見を求められない限り、他の審判員は、批評を加えたり干渉することはできない。

第6項 審判員の宣告が規則上誤りである旨を申しいで、変更を要求できるのは、監督、主将、当該プレイヤーに限られるが、この要求を受けた審判員が宣告の適否について疑問があったら、他の審判員と協議し返答する。この場合は他の審判員は意見を求められただけで最終決定権は最初に宣告した審判員にある。

第7項 監督、コーチ、スコアラー、競技者は言葉やサインで観衆を扇動したり、相手側の競技者、審判員、観衆を非難する言動、及び振る舞いをしてはいけない。

前項の行為をしたときは、審判員は直ちに違反者を競技から除外し、それに応じない場合は退場を命ずる。

ベンチに入れる者が審判員の制裁に対し、やじったり、不平を叫んだ場合は、退場を命ずる。

第8項 競技者、監督、コーチ、スコアラーからタイムの要求があった場合は、競技進行を注視し、停止状態にある時に、「タイム」宣告し競技停止に応じる。

第9項 審判員は、妨害行為があっても、相手側に何等の影響がないと認めた場合は、拒むことができる。蹴るときに、キャッチャーがサークルを早くでたが、攻撃者が蹴って、他の走者とともに安全に生きた場合など。

〔審判の宣告に対する抗議〕

第25条 審判員の判定を基礎として下された宣告には、抗議はできない。

攻撃者の蹴った球がフェアボールかファウルボールか。

攻撃者、走者がアウトかセーフか。

走者がボールに触れたか否か。

飛球が捕られたか否か。また飛球が捕られたとき、走者の離塁が早いかな否か。

妨害があったか否か。

ボールが制限線に入ったとき、走者が中間線を越したか否か。

競技を継続か否か。

その他、審判員の判断を基礎として下される宣告に対して。

第2項 審判員の判定が規則に不適当な宣告のとき、抗議は許される。

第3項 審判員の判定が規則に反していたときは、判定を正し競技を再開する。

第4項 抗議が受け入れられないとき、判定に従わなかったばあいは、放棄試合が宣告される。違反者が退場命令に従ったときは、違反者を除外し競技を再開することは差し支えない。